

## 規約改定(実施総則)R2.5.28 改定・施行

### (一社)熊本県農業法人協会定款及び規約の実施細則により会長が定める事項

#### (入会・退会審査基準)

第1条 定款第8条、規約第4条第1項、規約第5条第1項に基づく入会申込み、退会に関する理事会の審査基準は、次のとおりとする

#### (入会申し込みにあたって)

- (1) 公序良俗に反する行為を行った法人または個人でないこと。
- (2) 協会の秩序を乱さず、協会の信用を傷つける恐れのない法人または個人であること。
- (3) 入会審査に当たっては、加入申込みがあった法人の本社所在の農業委員会へ照会し、過去に農地法(無断転用等)等の法令違反等が無いかを書面で確認すること。
- (4) 上記の要件を満たすとともに、承認にあたっては、出席理事の満場一致を要件とする。

【平成16年度第1回役員会(H17.4.5)で了承】

- (5) 外国籍の企業・法人・団体・個人の入会に関しては、事業主体が海外であって所属する国かつ日本国内で、所管する両国政府及び両国諸官庁の許可・承認を得て日本国内に拠点を置き事業を営む者とし、上記(1)(2)(3)を満たすことを入会要件とする。また、入会申し込みにおいては、協会会員の複数の推薦と事業内容の詳細・実績を理事会等で提示し責任者を明示することとし、承認は(4)に準じる。

- (6) 退会にあたっては入会后、正当な理由により退会を希望した者、上記審査基準

(1)(2)(3)を満たすことができなくなった者、または除名された者で出席理事の満場一致を要件とする。(付則 1項・2項)

【令和2年度第1回理事会(R2、5、28)で了承】

#### (女性理事の選任)

第2条 定款第19条(1)の理事数について、女性理事の選任は3名以上とする。

【平成29年度第1回役員会(H29.4.24)で了承】

(会費の特例)

第3条 定款第8条、規約第4条第2項、規約第5条第2項に規定する会費の定めについては、次のとおりとする。

(1) 正会員および賛助会員入会時、年度の4月1日から12月31日までの入会承認については規定する会費とし、1月1日～3月31日までの入会承認にあつたては2万円とする。

(2) 個人賛助会員については入会時期にかかわらず年度2万円とする。

(準会員と同額) 【令和1年度第6回理事会(R2.1.21)で了承】

(顧問・相談役の任期)

第4条 規約第11条に規定する顧問の任期については、当該顧問を委嘱した会長の任期とする。 【令和1年度第6回理事会(R2.1.21)で了承】

(顧問・相談役の選任)

第5条 規約11条に規定する顧問・相談役の選任については、次のとおりとする。

(1) 前会長

(2) 社団法人日本農業法人協会及び熊本県支部活動に顕著な功績を有し、今後とも本協会の運営等に助言指導を求める必要がある者

(3) 学識経験を有する者

(4) 顧問及び相談役の属する組織内外の異動時については後任が先任の就任役職と同列であれば継続して顧問・相談役として会長が委嘱することができる。

【令和1年度第6回理事会(R2.1.21)で了承】

(顧問・相談役の人数)

第6条 規約11条に規定する顧問・相談役の人数は各5人以内とする。

【令和1年度第6回理事会(R2.1.21)で了承】

(賛助会員の資格)

第7条 規約第4条に規定する賛助会員は個人又は法人(その支店等を含む。)とする。

【平成18年度第4回役員会(H18.9.21)で了承】

(附則)

#### 1 項 (除名)

除名とは、著しく当協会の秩序・名誉・信用を失墜させた者、予想できる法的な措置及び社会的制裁を受ける、または受けた正会員・準会員・賛助会員で、理事会ないし総会での除名決議を受け退会することを指す。

#### 2 項 (除名の承認)

定款第11条②項及び法人法第30条・第49条第2項第1号に準じて社員総会で決議する。ただし緊急を要する除名の承認は、迅速な退会を促すため会長が判断し三役会承認後、理事会決議とする。

この細則は、本会の一般社団法人化(令和元年8月1日)に伴い、一部改正する。

【令和元年度第4回理事会(R1. 8. 19)で了承】

この細即は、令和1年度第6回理事会(R2.1. 21)で了承され、一部改訂・新設する。

【令和2年度第6回理事会(R1. 1. 21)で了承】

この細則は、令和2年度第1回理事会(R2、5、28)で了承され、一部改訂・新設する。

【令和2年度第1回理事会(R2、5、28)で了承】